



2026年3月16日

各 位

会 社 名 株式会社ジャストプランニング
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 村井 芸典
(コード：4287 スタダート市場)
問合せ先 取締役 佐久間 宏
(TEL 03-3730-1041)

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年3月16日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2026年4月28日開催予定の第32期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）及び監査役（非常勤監査役を除き、以下「対象監査役」といい、対象取締役と併せて「対象役員」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度においては、対象役員に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（社外取締役を含みます。）及び監査役（非常勤監査役を含みます。）の金銭報酬額は、2000年3月28日開催の第6期定時株主総会において、取締役については、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）、監査役については、年額18,000千円以内とそれぞれご承認をいただいております。本株主総会では、上記取締役及び監査役の金銭報酬枠とは別枠で、本制度を新たに導入し、対象役員に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

今般、新たに導入する本制度は、当社の取締役会があらかじめ定める業績目標の達成度に応じて当社の普通株式を交付する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度です。



対象役員は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度は原則として一定の業績評価期間における業績目標をあらかじめ取締役会において決定し、その業績目標の達成度合いに応じて、業績評価期間終了後に当社の普通株式を交付いたします。本制度に基づき支給する本制度に係る金銭報酬債権の総額は、対象取締役について年額134,000千円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）、対象監査役について金銭報酬債権の総額は、年額27,000千円以内とし、本制度により発行又は処分される当社普通株式（以下「本株式」といいます。）の総数は、対象取締役について年298,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、株式分割・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）、対象監査役について年60,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、株式分割・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会で決定いたします。本制度に係る対象役員への具体的な支給時期及び内容については、対象取締役については取締役会において決定し、対象監査役については監査役会の協議によって決定いたします。

また、本制度による本株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間において、譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれるものとします。

- ① 一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること

本株式は、譲渡制限期間中に譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が岡三証券株式会社に開設する譲渡制限付株式の専用口座において管理される予定です。

3. 本制度の一部従業員への適用

本株主総会で対象役員に対する本制度の新たな導入について、ご承認いただきましたら、当社の一部従業員に対しても本制度におけるものと同様の制度を導入する予定です。

以上